

当社の歴史

当社は、日本国の商法のもと、日本たばこ産業株式会社法によって、1985年4月に設立された株式会社です。当社の歴史は、1898年、政府が国産葉たばこの販売を独占的に管理する専売局を設置したことにさかのぼります。1900年代前半には、この専売が日本のすべてのたばこ製品と国内塩事業にまで拡大されました。そしてこの専売局は1949年、日本専売公社として法人化され、日本におけるたばこの唯一の製造者、販売者、そして塩製品の唯一の購入者、販売者となりました。

1970年代半ばになり、成人人口の伸び率の鈍化、喫煙と健康問題に関する意識の高まり、定価改定や1人当たりの喫煙本数の頭打ち傾向などのいくつかの要因により、国内におけるたばこ需要は伸び悩みました。一方で、日本専売公社では外国製輸入たばこを販売していたものの、諸外国からのたばこ市場開放要請が強まってきました。

日本専売公社は公社制度のもと、多くの制約に直面しました。例えば、公社の事業予算や投資計画は、単年度毎に国会の議決を要することから、長期的視野に立った事業運営を困難なものにさせました。また、経常的に大幅な生産過多の状態であった国内産葉たばこを、外国産葉たばこより相当高い価格ですべて買い取らなければなりませんでした。さらに、日本専売公社は他の事業への新規参入も制限されていました。仮に国内たばこ市場を開放した場合、外国のたばこ会社と競争するためには日本専売公社は経営の独立性を格段に高める必要があることが明白になりました。またこの時期、行政改革の動きの中で公社民営化に対する国民的要請が高まってきました。1982年の臨時行政調査会による日本専売公社民営化の提案を受け、1984年に「日本たばこ産業株式会社法」が制定され、続く1985年4月に日本専売公社の事業と資産がそのまま移管される形で当社が設立されました。

当社設立後の主な変遷は次のとおりです。

年月	変遷の内容
1985年 4月	日本たばこ産業株式会社設立 (日本のたばこ市場が海外メーカーに開放される) 新規事業の積極的展開を図るため事業開発本部を設立 その後1990年7月までの間に各事業の推進体制強化のため、同本部を改組し、医薬、食品等の事業部を設置
1986年 3月	たばこ製造の近代化、効率化のため福岡・鳥栖両工場を廃止し、北九州工場を設置 その後1996年6月までの間にたばこ製造体制の合理化のため9たばこ工場を廃止
1987年 4月	(輸入紙巻たばこの関税無税化)
1988年10月	コミュニケーション・ネーム「JT」を導入
1991年 7月	新本社ビル建設のため、本社を東京都港区から東京都品川区に移転
1993年 9月	医薬事業研究体制の充実・強化を図るため、医薬総合研究所を設置
1994年10月	政府保有株式の第一次売り出し(394,276株、売出価格:143万8千円) 東京、大阪、名古屋の各証券取引所市場第一部に株式を上場
1994年11月	京都、広島、福岡、新潟、札幌の各証券取引所に株式を上場
1995年 5月	本社を東京都品川区から東京都港区に移転
1996年 6月	政府保有株式の第二次売り出し(272,390株、売出価格:81万5千円)
1997年 4月	塩専売制度廃止に伴い、当社の塩専売事業が終了 たばこ共済年金を厚生年金に統合
1998年 4月	(株)ユニマツコーポレーションと清涼飲料事業での業務提携に関する契約を締結 その後、同社の発行済株式の過半数を取得
1998年12月	鳥居薬品(株)の発行済株式の過半数を、公開買付により取得
1999年 5月	米国のRJRナビスコ社から米国外のたばこ事業を取得
1999年 7月	旭フーズ(株)など子会社8社を含む旭化成工業(株)の食品事業を取得
1999年10月	鳥居薬品(株)との業務提携により、医療用医薬品事業における研究開発機能を当社に集中し、プロモーション機能を鳥居薬品(株)に統合
2003年 3月	国内たばこ事業の将来に亘る利益成長基盤を確立するため、仙台・名古屋・橋本工場を閉鎖
2003年10月	経営の選択肢の拡大に向けて、自己株式を取得(45,800株)
2004年 3月	国内たばこ事業の将来に亘る利益成長基盤を確立するため、広島・府中・松山・那覇工場を閉鎖
2004年 6月	政府保有株式の第三次売出し(289,334株、売出価格:84万3千円)により政府の保有義務が及ばない株式についての売却が終了
2004年11月	経営の選択肢の拡大に向けて、自己株式を取得(38,184株)
～2005年3月	
2005年 3月	国内たばこ事業の将来に亘る利益成長基盤を確立するため、上田・函館・高崎・高松・徳島・臼杵・鹿児島・都城工場を閉鎖
2005年 4月	マールポロ製品の日本国内における製造及び販売、商標を独占的に使用するライセンス契約の終了
2006年 4月	投資家層の拡大を図ることを目的として、1株につき5株の割合で株式を分割(効力発生日:4月1日)